様式第2号（第7条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

那珂川市福祉事務所長

先に提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、次のとおり指定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名  （申 請 者） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 |  | 年　　月　　日生  （　　　　歳） |
|  |
| 児童氏名  （受講者が児童の場合） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 |  | 年　　月　　日生  （　　　　歳） |
|  |
| 住　　　所 | （〒　　　－　　　　）　　　　　　電話（　　　）　　　－ | | | |
| 受講施設の名称 |  | | | |
| 講座の名称 |  | | | |
| 受講科目 | 1　　　　　　 　2 　　　　　　　3　 　　　　　　4  5　　　　　 　　6 　　　　　　　7　　 　　　　　8 | | | |
| 試験を免除できる科目 |  | | | |
| 受講期間 | 年　　月　　日（受講開始日）から　　　　年　　月　　日まで | | | |
| 所要費用(予定) | 円（入学料　　　　　　円、受講料　　　　　　円） | | | |
| （備考） | | | | |

[注意事項]

1　支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払った入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2　①通信制の場合

受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（限度額10万円）です。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（限度額12万5千円）です。ただし、受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金及び合格時給付金と合わせて限度額15万円）です。

②通学又は通学及び通信制併用の場合

受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（限度額20万円）です。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（限度額25万円）です。ただし、受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金及び合格時給付金と合わせて限度額30万円）です。

3　試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

4　所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

5　対象講座の指定後、受講を取りやめた場合は、福祉事務所にその旨を報告してください。

6　給付金の支給を受けるには、改めて支給申請書（様式第3号）にこの通知を含む添付書類を付けて手続を行う必要があります。